

討論のまとめ

本集会のテーマ『古代越後と木簡』およびこの五つの報告に関する質疑討論は、鬼頭清明・熊田亮介氏の司会によつて、二時間弱にわたつて行なわれた。その概要を以下にまとめて記しておきたい。

なお、まとめてあたつては、問題別に要約をしたために、発言通りになつていなかつた点を、予め発言者各位にお詫びし、お断わりしておきたい。

まず第一に、見学した八幡林遺跡・遺構・遺物などの位置や、様態に関する質疑が集中した。

①「問」第二号木簡の「養老」(□年料か)という文字の右側には欠損がある。他面の「沼垂城」という文字が中央に位置しているのは、整形後の二次的な記載と見るべきではないか。また時期を養老のものとすると、養老年中に養老□年料と記すのは不自然で、神亀～天平年間に下げる理解できるのではないか。

〔答〕異筆とまではみていなかつたが、上級官司からの符にしては木簡が薄く、尚検討を要するし、年代を下げることもあります。一方、そんなに下げるに随分年をさかのぼつて請求したこととなり、特殊な場合を考えねばならなくなる。また表裏の文字の位置のズレは、二次的利用を考えなくもありうるので

はないか。「祝」を人名とすれば署名で、これと「沼」字の間が空き、「城」字の下で切つたことに意味がある。

②「問」木簡投棄地について「祭祀云々」と言われているが、その出土状況はどうか。九世紀以降に時代が下がるとされた土壙と関わつて、「石屋木」の「木」を城・柵と解釈している根拠やその意味は何か。土壙の延長にある木道のH地区への延長状況はどうか。

〔答〕溝から斎串が共伴したことから、祭祀との関わりを想定した。土壙の時期は九世紀後半以降に下がるが、内外の建物の存在が分かれるところで、道路または何らかの区画施設があつたし、「木」の訓は上代特殊仮名遣い「キ」の乙音で、葛城が葛木と表記される事例もあるので、遺跡が多面的な性格をもつところから、一つの解釈の可能性を例示した。木道はH地区まで伸びていないし、上に土壙が載るものでもないようである。

③「問」I地区には九世紀前半の出土墨書土器に対応する遺構が見られないが、上からもつてきて投棄したものか。またその遺構の性格は。出土の木簡・墨書土器の「北殿」「北家」「南殿」「南家」の記載と土器の編年から、さらに南に主要施設があると考えられるのか。また「殿」と「家」の使い方に対応するような、遺構面での相違が何か認められるか。

〔答〕八世紀末～九世紀の「南殿」「南家」の墨書は、C地区

の四面庇建物が中心であり、九世紀後半に「北殿」「北家」となるのは、南の国道一一六号線から島崎川道にかけて、何らかの施設があつたと推定できる。下野国介館の主殿の北から

「北」の墨書き土器が出土した事例があり、集落遺跡の事例もある。遺構面からの殿と家の使い方の相違はここでは不明である。

城山遺跡の「少穀殿」は敬称と考えなくともよく、坂尻遺跡では、水鳥のマークと「東家」とを書くものが竪穴から出土しており、例外はあるが殿は家よりも格が高いものとみている。

正倉院文書では、藤原北家のことを「北殿」とも「北家」とも表記している。

④〔問〕八幡林遺跡の位置を、横瀧山廃寺跡との関係でどう見ているか。

〔答〕むろん近いので関連を見ておかなければならないが、三島郡和島村は越後平野の西の一層狭まるところであるために、何らかのチェック機能が必要な位置であると見ていている。

第二には、資料数の豊かな封緘木簡の新知見をめぐる佐藤報告の提起の中の、封緘木簡の形態・分類などからする用法等に、具体的な質問と意見が集まつた。

①〔問〕封緘木簡の出土は、八世紀中頃のH地区と八世紀末〜九世紀代のI地区の両方に見られるが、両者の間で使われ方に変遷が認められるかどうか。写真では切り欠きなどの計測値が分

からないが、どういう数値か。封緘木簡の機能を考えて、〇三一形式とは別にあらたな型式番号を作つたほうがよいのかどうか。

②〔答〕

H地区の八世紀前半のものに柄の長いタイプがある。I地区の出土のものには、「大領殿門」と記したもの、下端を羽子板柄状に削つたものがあるが、両者の間で形態が違うとは言えないし、同じような使われ方であったと思われる。タイプといふ点では、大きさから、大型・中型・小型がある。大型は柄の部分を除いて長さ三〇センチ弱で、竪紙の文書を挟むことができる。点数としては、折紙・横切り紙を挟むことができる長さ一五センチ程のものが多い。同じ所から出土した例に一組二点の封緘木簡の割面が接合するものがあるのは注目される。一枚一組の封緘木簡のうち、本来の文字が書かれない方は習書がなされる場合もあるが、文字の書かれていないものにも注目しなくてはいけない。一枚に割りきつていない、側面Y字型のものや未成品もあるが、これらも封緘木簡として扱う必要がある。切り欠きの間隔など計測値を整理すれば、いくつかのタイプや、変遷が分かるかもしれない。封緘木簡の性格は、文書木簡との関連でとらえたほうがよいと考える。

〔答〕墨痕の付いていないものは未使用で投棄されたものか。

〔答〕文字が書かれた場合は使用済であるが、文字のないもの

については、使用済か、作成段階でこわれたものか、一点一点検討が必要である。

③「問」報告書では柄の長いものは作りが丁寧で、短いタイプがそうではないとあるが、下端、上端の状態はどうか。またもともと一般に側面Y字型のものを折つて投棄しているのではない。

〔答〕上端、下端まで確實に割り切つている例も多く認められる。

第三に、一号郡司符木簡の読みや解釈が問題にされた。

①「問」平川報告で郡司符木簡の廃棄される過程が示されたが、八幡林遺跡に国司が巡行してきて告朔儀をしたと理解できないか。国府へ行けという意味まではないのではないか。またI地区のもう一つの九世紀の郡符は古志郡のものか。

〔答〕青海郷あてに出されているので蒲原郡符である。一般的に郡符は出されたところに帰つて廃棄される。郡堺の再検討も必要となる大きな問題を含むが、郡堺を越えたところで廃棄された。国司巡行の問題とともに、威奈大村墓誌銘に見える越後城・越城の議論や、頸城郡に国府がいつ移つたのかという問題がある。

②「問」①に関連して威奈大村墓誌銘での越後城・越城は修飾漢文の表現か、また越後国府はまだできていないと考えるか。北

陸道北疆地域最前線の理解はどうなつか。「沼垂城」と沼垂郡衙との関係はどうか。

〔答〕修飾漢文説の他に磐舟柵説がある。しかし今回の「沼垂城」文字の出現で、渟足柵が八世紀養老年間まで継続していたと考えられるようになつた。またこの木簡の出現を国府の移転と合わせると、渟足柵が越後城という国名のついた名称に変わり、次に国府の移転によつて国名の越後城がふさわしくなくなつて、沼垂城に変わつたとの考えを可能にしたので、「和名抄」にある頸城郡に国府があるとする記録の事態が、すでに慶雲四年以後、養老以前に移転していいたと想定できるとしてみた。むろん推定に推定を重ねた考え方であることは承知しているが、そう考えると新しい一つの説明になり、木簡出土の意義につながる。郡司符木簡の少丁高志君大虫の、国府への告朔参向記述と移動の説明もつく。むろん越城を古志城だと見る考え方もあり、威奈大村がいたところと見る向きもあり、これを否定する材料もない。「沼垂城」は国の機関、東北城柵では郡への移行が想定されたりしているが、ここでは全くの推定になるが、郡衙が別にありながら、城柵が廃止になつていくのではなかろうかと考えられる。

③「問」「右人その正身の率に」とあり、また「皆率申しつけ賜う」という率(そつ)は郡司のことで国司でない。「申しつけ

「賜う」は主帳の丈部が書いているための大領に対する敬語である。「申し賜え」は差出人が、尊敬すべき第三者（ここでは国司）に対して、少丁高志君大虫に対してもすべき命令を述べたという関係表現ではないか。「青海郷事」とすることは、宛所の理解にかかるが、散事など職名と考えられないか。あるいは「青海郷に事（つかえ）る」と読めないか。和風漢文である坂井郡符で充所が郷長ではないことがある。また木簡裏面の「□」は「身」字になりうるのか。

〔答〕郷散事の可能性はあるが、この場合少丁なので郡の雜任になるか疑問である。また別に、召文は宛所十個人名であり、八例の郡司符も同様で、これもその例である。ただここでは「長」字が欠けていて意味が不明である。公式令符条に事書はないが、実際にはいくらでもある。郡符木簡は召文に比べて公式令的で、差出し十充所十召喚の人とあつて、動くことで木簡が使用されたものである。郷事も事（つかえ）るも合わない。坂井郡符の不明部分には四・五文字入ると見られるが、ここに職名十長があつたと見ている。木簡裏面の「身」字はなお検討を要する。

最後に討論について、木簡出土の現地の遺跡、遺構、遺物、景観や地形に即した具体的な検討を通じて、郡司符一号木簡、「沼垂城」第一号木簡とともに封緘木簡などが、現地で果たした機能をもう一

度見直すことに足を踏み出すことができた。ここで出された多くの視点と論点は、実に貴重であつて、古代越後の歴史の意味を研鑽し解明していく大きな力になる、とのまとめが行なわれた。

（文責 小林昌二）